

平成 25 年 1 月 31 日

各 位

大 阪 市  
契 約 管 財 局

工事請負契約に係る予定価格帯の公表の廃止について

工事請負契約に係る予定価格帯につきましては、予定価格を入札執行後の公表（事後公表）に変更したことに伴い、平成 24 年 4 月 1 日以降発注分から経過措置（概ね一年程度）として公告時に参考として公表していますが、これを廃止します。

【実施時期】平成 25 年 4 月 1 日以降発注分（※）から

（※）平成 25 年 4 月 1 日以降発注分：一般競争入札又は公募型指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 25 年 4 月 1 日以降に公告するものをいう。また、指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 25 年 4 月 1 日以降に指名するものをいう。